

令和7年3月13日
総務省統計局

消費者物価指数 2025 年基準改定計画（案）

1. 趣旨

基本計画は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく統計基準として定められた「指数の基準時に関する統計基準」（平成 22 年 3 月 31 日付け総務省告示第 112 号。以下「統計基準」という。）に沿って、消費者物価指数の基準時を 2020 年から 2025 年に更新する等の基準改定を行い、併せて「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和 5 年 3 月 28 日閣議決定）も踏まえた消費者物価の測定精度の維持向上等に取り組むための基本方針について定めるものである。

2. 基準改定における主な取組内容

（1）指数の基準時及びウエイトの更新

ア 指数の基準時

「指数の基準時は、五年ごとに更新するものとし、西暦年数の末尾が 0 又は 5 である年とする。」とする統計基準に沿って、指数の基準時（指数を 100 とする年次）を 2020 年から 2025 年に更新する。

なお、各指数系列について時系列比較が可能となるように、新・旧指数を接続する。ただし、変化率については、接続した指数による再計算は行わない。

イ ウェイト

「ウェイトを固定する指数は、当該指数の基準時である年のウェイトにより算出するものとする。」とする統計基準に沿って、家計調査の結果等を用いて、2025 年平均 1 か月間 1 世帯当たり品目別消費支出金額を基本としてウェイトを作成し、ラスパイレース固定基準方式の指数を算出する¹。

（2）品目の改定（**別添 1**参照）

指数の採用品目については、家計消費支出上の重要度等を踏まえ、19 品目を追加、11 品目を廃止、2 品目を 1 品目に統合し、新基準の品目数を 589 品目とする。また、名称が時代にそぐわない品目についての見直し及び品目の追加に伴う名称の整理による品目名称の変更を行うとともに、市場における商品（財・サービス）の販売時期を踏まえて調査期間の変更を行う。

¹ 世帯の属性は（総世帯の指数を除き）世帯員が 2 人以上の世帯である。なお、生鮮食品（生鮮魚介、生鮮野菜、生鮮果物）については、品目ごとに月々の購入数量の変化が大きいため、家計調査による 2025 年の品目別消費支出金額のほか、2025 年の月別購入数量を用いて、月別に品目別ウェイトを作成する（生鮮魚介、生鮮野菜、生鮮果物の類ウェイトについては毎月一定）。また、家計調査の「こづかい」、「つきあい費」等の支出は、2024 年全国家計構造調査の個人的な収支に関する結果を用いて他の品目に配分する。さらに、持家の帰属家賃のウェイトについても、同調査の持家の帰属家賃を基に作成する。

（３）ＰＯＳ情報の採用拡大

近年のネット購入の増加や情報収集技術の進展を踏まえ、プリンタ用インク及びメモリーカードについては対面販売及びインターネット販売の価格を含むＰＯＳ情報^２を活用することにより、指数を作成する。

なお、テレビ、ビデオレコーダー、パソコン（デスクトップ型）、パソコン（ノート型）、タブレット端末、カメラ及びプリンタについては、従来から引き続きＰＯＳ情報を活用し、指数を作成する。

（４）モデル式の改定

航空運賃や電気代、通信料（携帯電話）などの一部の品目は、料金体系が多様で価格も購入条件によって異なることから、これらの価格変動を的確に指数に反映させるため、品目ごとに典型的な利用事例をモデルケースとする等により設定した計算式（モデル式）を用いて月々の指数を算出している。

これらについては、価格を合成する際の比率の更新、採用する価格、モデルケースや数式の見直し等、精度の維持向上に必要な改定を行う。

（５）公表系列の充実等（別添２参照）

利用者の利用性向上の観点から、以下の見直しを行う。

- ・参考値として、品目別価格指数（東京都区部）の小数第３位までを追加
- ・COICOP 分類指数について、表形式を月別結果表から時系列表に変更

一方で、利活用状況等を踏まえ、以下の公表系列については、公表を行わないこととする。

- ・基本分類指数及び財サービス分類指数のうち、四半期指数
- ・世帯属性別指数のうち、世帯主の住居の所有関係別指数

（６）季節調整に用いるソフトウェアの切替え（別添３参照）

季節調整に用いるソフトウェアについて、これまで採用していた X-12-ARIMA から、最新のソフトウェアである X-13ARIMA-SEATS への切替えを行う。

３．基準改定後の指数における経常的な見直し等

（１）調査銘柄の常時見直し

価格を調査する商品（財・サービス）については、同質性及び価格変動の代表性を確保する観点から、各々の品目において購入割合の高い売れ筋商品の機能、規格、容量、仕様等の特性（銘柄）を規定している。企業戦略や世帯の消費行動は常に変化し、売れ筋も移り変わることから、これに対応して調査銘柄を常時見直し、必要な調査銘柄の変更（銘柄改正）を適時適切に行う。

^２ 民間の販売時点情報管理システム（Point of Sales system）において収集された情報をいう。

（２）品質調整の適切な実施

価格変動の計測においては品質一定を条件とすることから、銘柄改正に伴う品質変化の影響を除去するため、オーバーラップ法、容量比による換算、単回帰式を用いた換算、オプションコスト法、インピュート法、ヘドニック法及び直接比較等のうち、各々の品目の銘柄改正において最適な手法を選択し、品質調整を適切に実施する。

（３）商品（財・サービス）情報の効率的な取集

ネットショッピングによる購入割合の高い品目、対面販売とインターネット販売の価格が同一である品目、インターネット上で対面販売の価格を把握できる品目などは、インターネット情報を活用し、商品（財・サービス）情報を効率的に取集する。また、上記（１）及び（２）においてもインターネット情報やPOS情報を積極的に活用する。

（４）モデル式の随時見直し

モデル式により指数を作成している品目においては、新たな料金制度や価格体系が出現及び普及した場合は、それらの実態を指数により的確に反映できるよう、随時、各々の品目において適切な時期にモデル式の見直しを行う。

（５）品目の中間年における見直し

指数の採用品目については、次の基準改定までの間に急速な普及や衰退のあった商品（財・サービス）について、これらを指数に迅速に反映させるため、次の基準改定を待たずに品目の追加及び廃止等を行う。

（６）基準改定等による指数への影響の分析・公表

基準改定やウェイト参照年の違いによる指数への影響等を検証し、統計利用者の利便に資するため、以下の分析を行い公表する。

- ・新旧基準間における総合指数の前年同月比の比較、品目改定やモデル式の改定等による寄与度³の違いの分析など
- ・ラスパイレス連鎖基準方式⁴（参考指数）の指数及び前年比の作成、固定基準方式指数との比較
- ・2025年をウェイトの参照年とするパーシェ型指数との比較（パーシェ・チェック⁵）

³ 総合指数の前年同月比などの変化率に対する各品目の影響度をいう。

⁴ 計算方式は、基準時点と比較時点の価格比（指数）を基準時点のウェイトで合成する「基準時加重相対法算式（ラスパイレス型）」を採用している。ラスパイレス算式の中にも、基準とする年の家計消費支出の割合をウェイトに用いて指数を計算していく固定基準方式、前年の家計消費支出の割合をウェイトに用いて計算した当年の指数を毎年掛け合わせていく連鎖基準方式などがある。

⁵ 「ラスパイレス型指数」（L）は指数の基準時を、「パーシェ型指数」（P）は指数の比較時を、それぞれ品目別ウェイトの参照年次とし、 $(P-L)/L$ を算出したもの。一般にパーシェ・チェックの絶対値が大きいほど、新旧基準時点間におけるウェイト（消費構造）の変化の度合いが大きいと考えられる。

4. 基準時の更新時期及び関連情報の公表

基準時の更新時期及び関連情報の公表は以下のとおりとする。

令和7年（2025年）

7月頃	消費者物価指数 2025 年基準改定計画（案）に係る意見募集
10月頃	消費者物価指数 2025 年基準改定計画（案）に係る意見募集の結果公示
11月頃	消費者物価指数 2025 年基準改定計画の決定・公表

令和8年（2026年）

夏頃	以下内容を順次公表
	① 2025 年基準消費者物価指数に関する資料（ウェイト、モデル式の内容を含む）の公表（③より1か月程度先行して公表）
	② 令和7年（2025年）の消費者物価指数1月分から令和8年（2026年）の6月分までの2025年基準遡及結果の公表（③より1週間程度先行して公表）
	③ 令和8年（2026年）の消費者物価指数7月分（全国）の2025年基準結果の公表

※1 令和8年（2026年）の消費者物価指数7月分（全国）から12月分（全国）までの2020年基準指数は、2020年基準指数の基準時のウェイトにより計算した指数を引き続き公表する。

※2 ラスパイレス連鎖基準方式による2025年基準指数は令和9年（2027年）2月分から公表⁶する。また、ラスパイレス連鎖基準方式による2020年基準指数は令和7年（2026年）6月分まで公表する。

⁶ 同時に、2026年1月分から2027年1月分の2025年基準遡及結果及び2025年以前の接続指数も公表する。

消費者物価指数の 2025 年基準改定における品目の改定について（案）

- 消費者物価指数の 2025 年基準改定では、物価変動の測定精度向上を図る観点から、家計消費支出上の重要度等を踏まえ、以下の選定基準に沿って、指数の作成に用いる品目の追加及び廃止等を行う。

＜追加品目の選定基準＞

以下の①～③の基準を全て満たす品目を追加品目とする。

- ① 新たな財・サービスの出現や普及、嗜好の変化などによる消費構造の変化に伴い、家計消費支出上重要度が高くなった品目
- ② 中分類指数の精度の向上及び代表性の確保に資する品目
- ③ 円滑な価格収集が可能で、かつ、価格変化を的確に把握できる品目

＜廃止品目の選定基準＞

以下の①～③の基準のいずれかに該当する場合であって、かつ、中分類の代表性を損なうと判断されない場合に廃止品目とする。

- ① 消費構造の変化などに伴い、家計消費支出上重要度が低くなった品目
- ② その品目がなくても、中分類指数の精度が確保できる品目
- ③ 円滑な価格収集が困難となった又は価格変化を的確に把握できなくなった品目

- 2025 年基準における追加及び廃止等については以下のとおり。（別表 1 参照）

追加：19 品目、廃止：11 品目、統合¹：2 → 1 品目

- この結果、2025 年基準指数に用いる品目数は 589 品目（前回基準 582 品目）となる。

- 名称が時代にそぐわない品目についての見直し及び品目の追加に伴う名称整理による名称変更を行うとともに、市場における商品（財・サービス）の販売時期を踏まえて調査期間の変更を行う。（別表 2 参照）

¹ 品目の統合は、基準に沿った品目の廃止と同時に、当該廃止品目を包含できるよう別品目の名称変更を行うものである。

2025 年基準改定における追加・廃止・統合品目

○追加品目・廃止品目

10 大費目	追加品目	廃止品目
食料	塩さば ぶどう (*1) パイナップル 香辛料 弁当 C (*2) グミ たこ焼き ミートボール 炭酸水 ゼリー飲料	煮干し ぶどう A (*1) ぶどう B (*1) はくさい漬
被服及び履物		女性用帯 ネクタイ 女性用ストッキング
保健医療	プロテインパウダー	健康保持用摂取 B (*3)
交通・通信	ヘルメット カーリース	
教育	通信教育	
教養娯楽	ヘッドホン・イヤホン ペット保険料 資格試験	サッカー観覧料 ビデオソフトレンタル料
諸雑費	ヘアドライヤー 制汗剤	振込手数料

(*1) これまで調査していた「ぶどう A」(デラウェア) 及び「ぶどう B」(巨峰) を廃止し、新たに「ぶどう」(シャインマスカット) を追加する。

(*2) 「弁当 C」として、「かつ丼」を追加する。

(*3) これまで調査していた「健康保持用摂取品 B」(青汁) を廃止し、新たに「プロテインパウダー」を追加する。

○統合品目

10 大費目	現行	変更後
食料	発泡酒	発泡酒
	ビール風アルコール飲料	

2025 年基準改定における名称変更・調査期間変更品目

○名称が時代にそぐわない品目の見直し及び品目の追加に伴う名称整理による名称変更

10 大費目	現行	変更後
食料	炭酸飲料	コーラ
家具・家事用品	電気冷蔵庫	冷蔵庫
	電気掃除機	掃除機
	電気洗濯機（全自動洗濯機）	洗濯機（全自動洗濯機）
	電気洗濯機（洗濯乾燥機）	洗濯機（洗濯乾燥機）
	敷布	シーツ
被服及び履物	婦人用着物	女性用着物
	背広服（春夏物，中級品）	男性用スーツ（春夏物，中級品）
	背広服（春夏物，普通品）	男性用スーツ（春夏物，普通品）
	背広服（秋冬物，中級品）	男性用スーツ（秋冬物，中級品）
	背広服（秋冬物，普通品）	男性用スーツ（秋冬物，普通品）
	男子用上着	男性用上着
	男子用ズボン（春夏物）	男性用ズボン（春夏物）
	男子用ズボン（秋冬物）	男性用ズボン（秋冬物）
	男子用ズボン（ジーンズ）	男性用ズボン（ジーンズ）
	男子用コート	男性用コート
	男子用学校制服	男性用学校制服
	婦人用スーツ（春夏物，中級品）	女性用スーツ（春夏物，中級品）
	婦人用スーツ（春夏物，普通品）	女性用スーツ（春夏物，普通品）
	婦人用スーツ（秋冬物，中級品）	女性用スーツ（秋冬物，中級品）
	婦人用スーツ（秋冬物，普通品）	女性用スーツ（秋冬物，普通品）
	婦人用スラックス（秋冬物）	女性用スラックス（秋冬物）
	婦人用スラックス（ジーンズ）	女性用スラックス（ジーンズ）
	婦人用コート	女性用コート
	婦人用上着	女性用上着
	女子用学校制服	女性用学校制服
	男子用スポーツシャツ（長袖）	男性用スポーツシャツ（長袖）
	男子用スポーツシャツ（半袖）	男性用スポーツシャツ（半袖）
	男子用セーター	男性用セーター
	婦人用 T シャツ（長袖）	女性用 T シャツ（長袖）
	婦人用 T シャツ（半袖）	女性用 T シャツ（半袖）
被服及び履物	婦人用セーター（長袖）	女性用セーター（長袖）
	婦人用セーター（半袖）	女性用セーター（半袖）

	男子用シャツ（半袖）	男性用シャツ（半袖）
	男子用パンツ	男性用パンツ
	男子用パジャマ	男性用パジャマ
	婦人用ショーツ	女性用ショーツ
	男子用靴下	男性用靴下
	婦人用ソックス	女性用靴下
	男子靴	男性用靴
	婦人靴	女性用靴
保健医療	健康保持用摂取品A	サプリメント

○調査期間の変更

10 大費目	品目名	現行	変更後
食料	さんま	通年	8～11月

2025 年基準消費者物価指数の公表系列一覧

- 1 基本分類指数〔全国、東京都区部、都市階級、地方、都道府県庁所在市（東京都区部を除く。）、政令指定都市（川崎市、相模原市、浜松市、堺市及び北九州市）〕
 - 総合、10大費目（月別、年・年度）
 - 中分類（月別、年・年度）
 - 小分類、品目別〔全国、東京都区部〕（月別、年・年度）
 - 別掲項目（月別、年・年度）
- ※四半期平均を廃止
- ※参考値として、品目別価格指数（東京都区部）の小数第3位までを新たに公表
- 2 財・サービス分類指数〔全国、東京都区部〕
 - 財・サービス分類、別掲項目（月別、年・年度）
- ※四半期平均を廃止
- 3 世帯属性別指数〔全国〕
 - 総世帯指数……………中分類（月別、年）
 - 勤労者世帯年間収入五分位階級別指数……………中分類（月別、年）
 - 世帯主の年齢階級別指数……………10大費目（年）
- ※世帯主の住居の所有関係別指数（10大費目（年））を廃止
- 4 品目特性別指数〔全国〕
 - 基礎的・選択的支出項目別指数（月別、年）
 - 品目の年間購入頻度階級別指数（月別、年）
- 5 季節調整済指数〔全国、東京都区部〕
 - 基本分類：総合、生鮮食品を除く総合、生鮮食品及びエネルギーを除く総合
 - 財・サービス分類：財、サービス
- 6 参考指数〔全国〕
 - ラスパイレス連鎖基準方式による指数（月別、年）
- 7 その他
 - ラスパイレス連鎖基準方式による季節調整済指数〔全国〕
 - ……………総合、生鮮食品を除く総合、生鮮食品及びエネルギーを除く総合
 - 2020 年基準換算指数〔全国、東京都区部〕……………中分類（月別、年・年度）
 - 戦前基準指数〔東京都区部〕……………5 大費目（年）
 - COICOP 分類指数〔全国〕…（月別、年）

※COICOP分類指数を時系列表に変更

消費者物価指数における季節調整用ソフトウェアのバージョンアップ対応（案）
－ X-12-ARIMA から X-13ARIMA-SEATS への切替え －

1. 背景と目的

消費者物価指数の季節調整値の作成に用いている X-12-ARIMA の提供は既に終了しており、現在の最新ソフトウェアは X-13ARIMA-SEATS（2013 年から提供開始）となっている。X-13ARIMA-SEATS は、X-12-ARIMA に機能の拡充がなされたものであり、これまでの X-12-ARIMA と同様の季節調整を行うことが可能である。

本稿では、X-13ARIMA-SEATS への切替えに向けて、X-13ARIMA-SEATS による季節調整値と公表値（X-12-ARIMA）の比較を行い、両者の差を検証した。

2. 試算の概要

ソフトウェアの切替えに伴う結果数値への影響を検証するため、X-13ARIMA-SEATS を用いて、以下のとおり季節調整値の試算を行った。

- ・使用したソフトウェア：X-13ARIMA-SEATS (Version 1.1 Build 58)
- ・対象系列：季節調整値の公表を行っている全 13 系列※
- ・原系列の期間：2010 年 1 月～2024 年 12 月
- ・事前調整パート：2024 年 12 月改定で適用した ARIMA モデル及び回帰変数を設定
- ・季節調整パート：X-11

※（総合、生鮮食品を除く総合、生鮮食品及びエネルギーを除く総合、財、サービス）×（全国、都区部）：10 系列
（総合、生鮮食品を除く総合、生鮮食品及びエネルギーを除く総合）×全国（連鎖）：3 系列

3. 試算結果

X-13ARIMA-SEATS による季節調整値の指数及び前月比を公表値と比較すると、微小な差が存在するものの、表章単位（小数第 1 位）では、全 13 系列において、試算値と公表値の間に差違はみられなかった。

4. 今後の対応

2025 年基準の季節調整値の作成から、X-13ARIMA-SEATS への切替えを行うこととしたい。

(参考) 他の季節調整法との比較

ーX-13ARIMA-SEATS (季節調整パート SEATS を利用) と DECOMP 法との比較ー

1. 目的

X-13ARIMA-SEATS で追加された機能の一つとして、季節調整パートで SEATS^{※1} の選択が可能となった。ここでは、SEATS を使用して作成した「総合指数」、「生鮮食品を除く総合」及び「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」(全国)の季節調整値について、X-12-ARIMA との比較を行った。また、いわゆる DECOMP 法^{※2}による季節調整値との比較も併せて行った。

2. 試算結果 (次頁以降)

試算した季節調整値の前月比について、X-12-ARIMA と比較すると、X-13ARIMA-SEATS (SEATS 利用) と DECOMP 法では、X-13ARIMA-SEATS (SEATS 利用) の方が X-12-ARIMA との差 (前月比の差の絶対値平均) が小さい傾向がみられた。

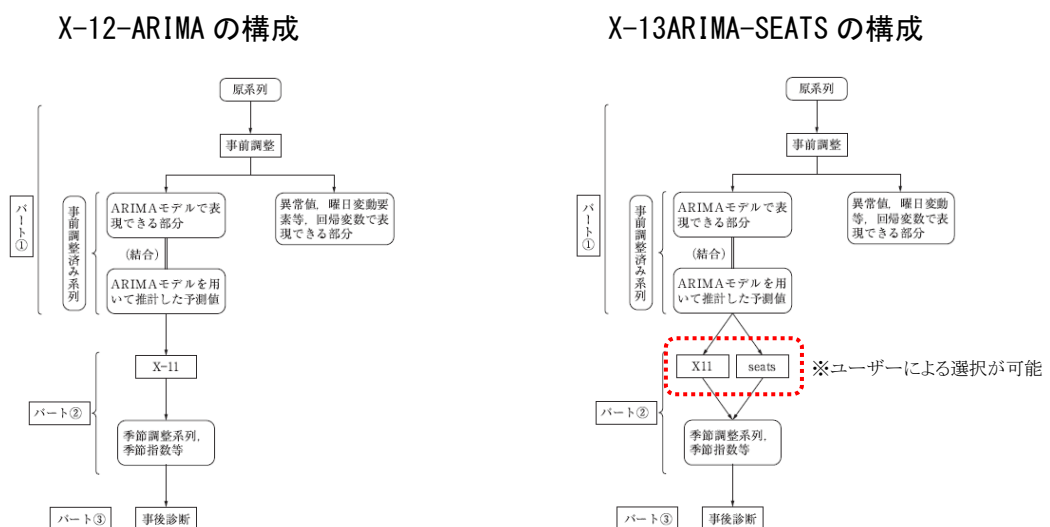
また、X-12-ARIMA と X-13ARIMA-SEATS (SEATS 利用) について、季節調整値の改定幅^{※3}を比較すると、X-12-ARIMA の改定幅が小さい傾向がみられた。

※1 スペイン銀行で開発された TRAMO-SEATS のうち、季節調整を行う機能である SEATS が X-13ARIMA-SEATS に導入。本稿では、X-13ARIMA-SEATS の季節調整パートで SEATS を利用。

※2 統計数理研究所で開発された DECOMP に代表される状態空間モデルに基づく季節調整手法。本試算では、外れ値の対応として、DECOMP では利用できない回帰項を設定するため、線形・ガウス型状態空間モデルを仮定した季節調整モデル(回帰項を含む)を別途構築。なお、状態推定に当たっては、DECOMP で採用されている Information Square Root Filter を利用。

※3 新たに原系列を1年分追加し、季節調整値(先行き1年間は、推計季節指数で計算)を再計算した際の季節調整値の各月の前月比の改定幅(過去5回改定の各月の改定幅の絶対値平均を算出)を比較。

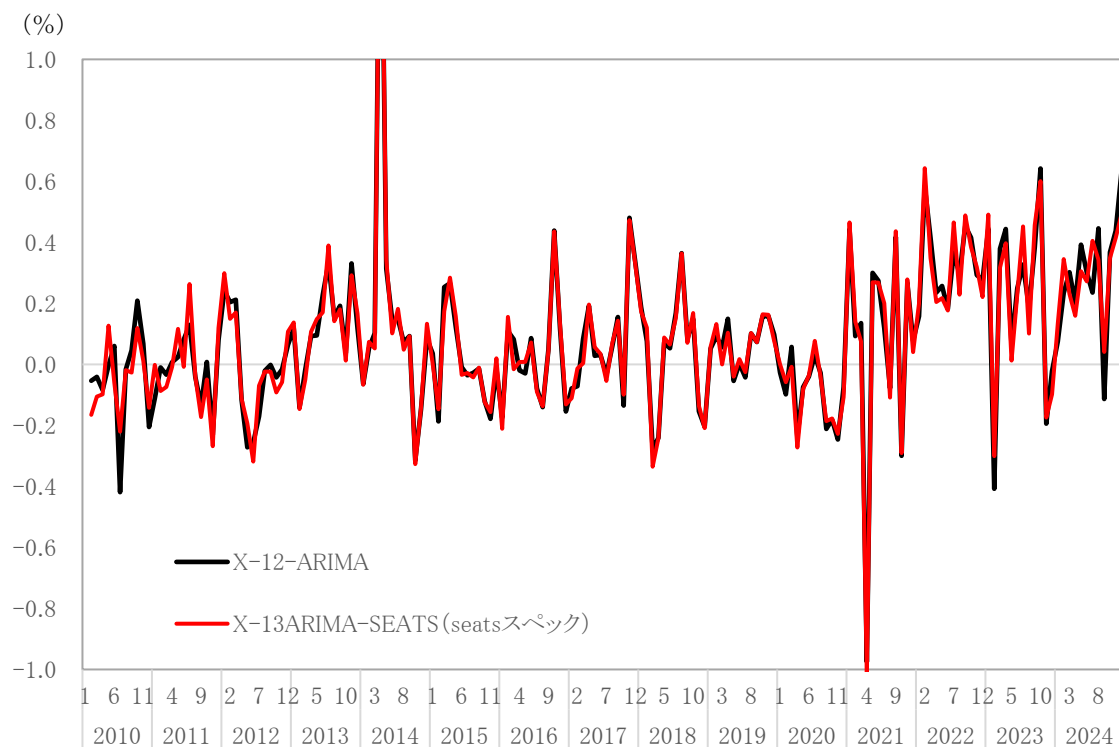
図 X-12-ARIMA と X-13ARIMA-SEATS の構成



出所) 奥本佳伸「季節調整法プログラム センサス局法 X-13ARIMA-SEATS を日本のいくつかの経済統計データに適用した結果とその検討」、『千葉大学経済研究』、第30巻第4号(2016年3月)から引用

総合指数（全国）一季節調整値 前月比

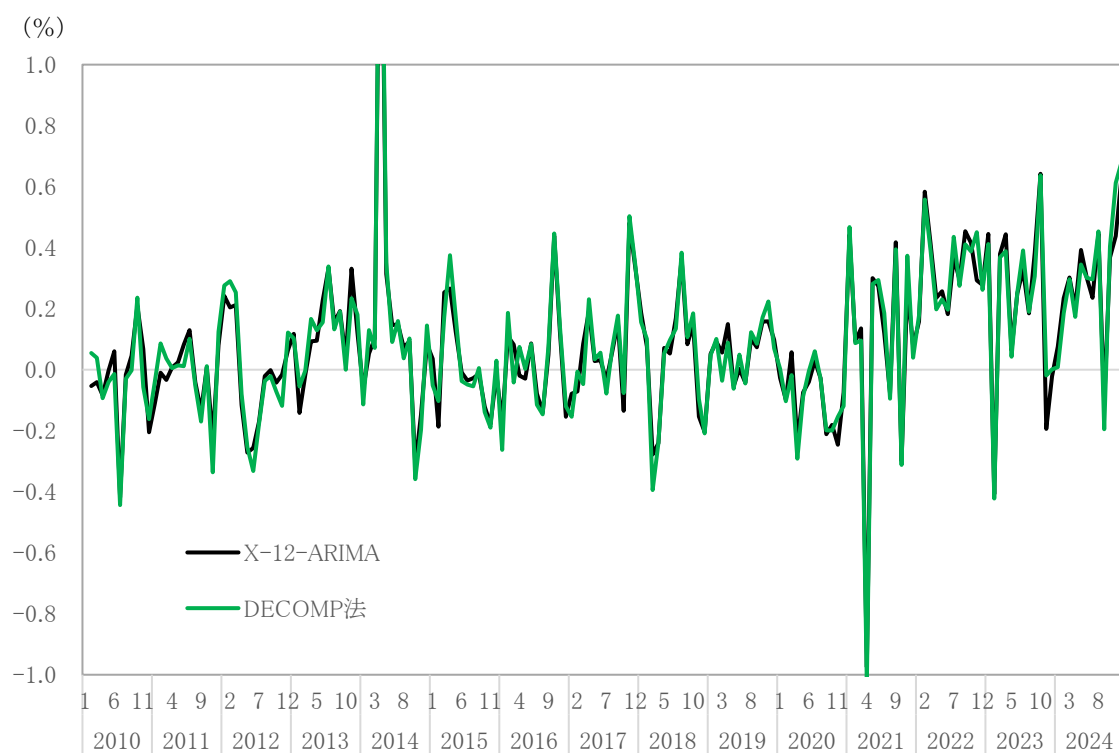
○X-13ARIMA-SEATS (SEATS 利用)



X-12-ARIMA の前月比との差の絶対値平均:0.04

前月比の改定幅の絶対値平均(X-12、X-13(SEATS)):0.03、0.08

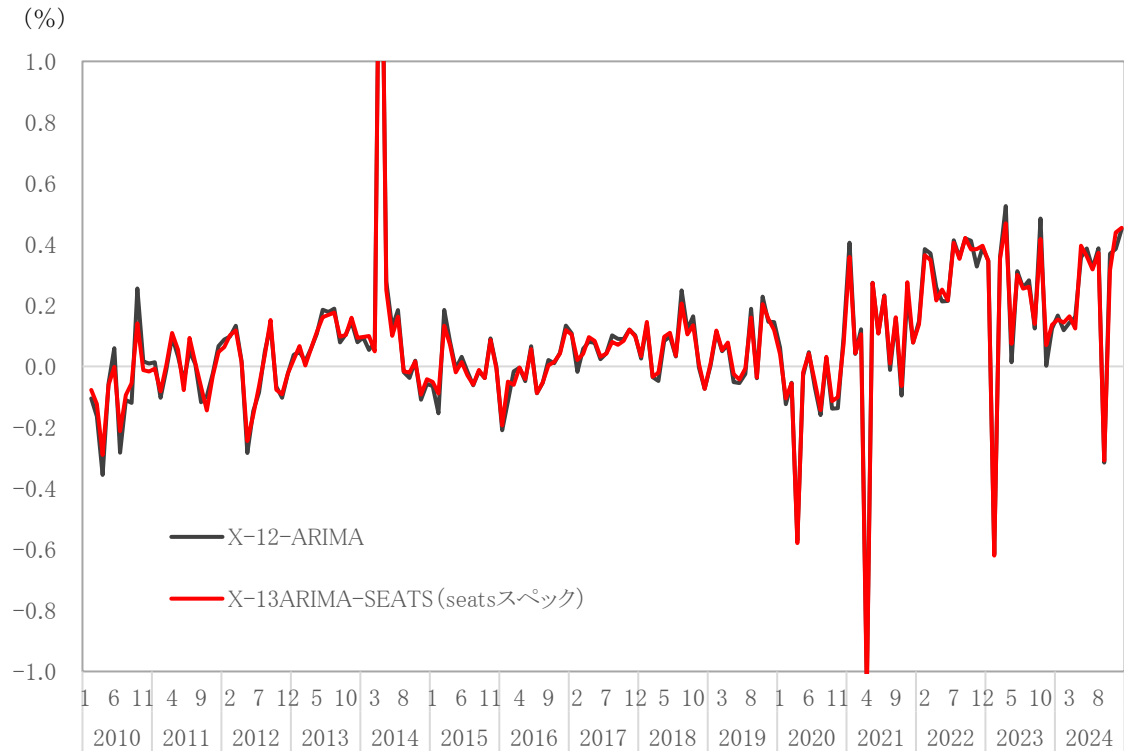
○DECOMP 法



X-12-ARIMA の前月比との差の絶対値平均:0.04

生鮮食品を除く総合指数（全国）一季節調整値 前月比

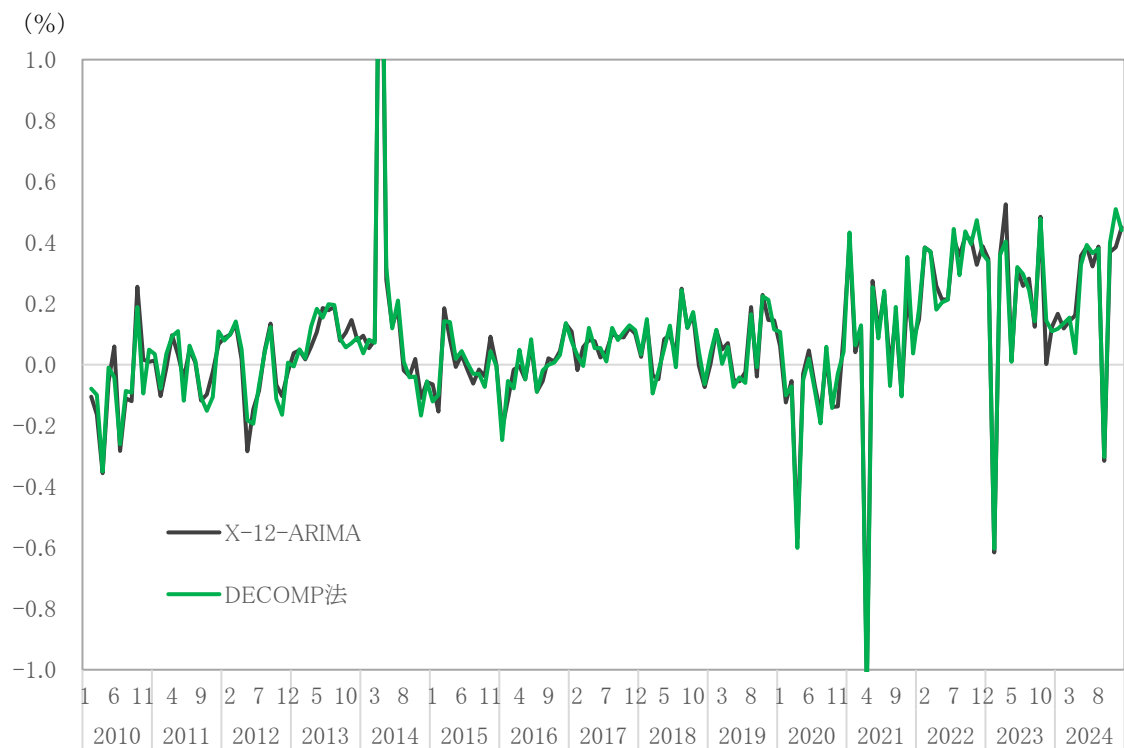
○X-13ARIMA-SEATS（SEATS 利用）



X-12-ARIMA の前月比との差の絶対値平均:0.02

前月比の改定幅の絶対値平均(X-12、X-13(SEATS)):0.02、0.03

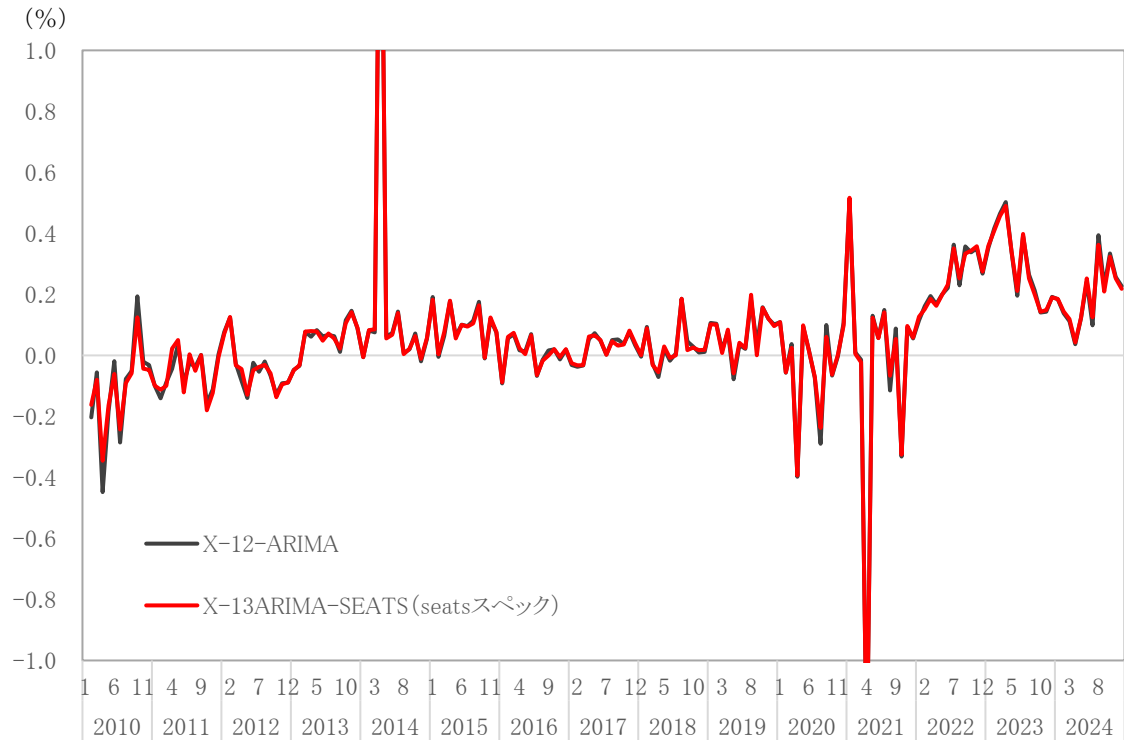
○DECOMP 法



X-12-ARIMA の前月比との差の絶対値平均:0.05

生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数（全国）一季節調整値 前月比

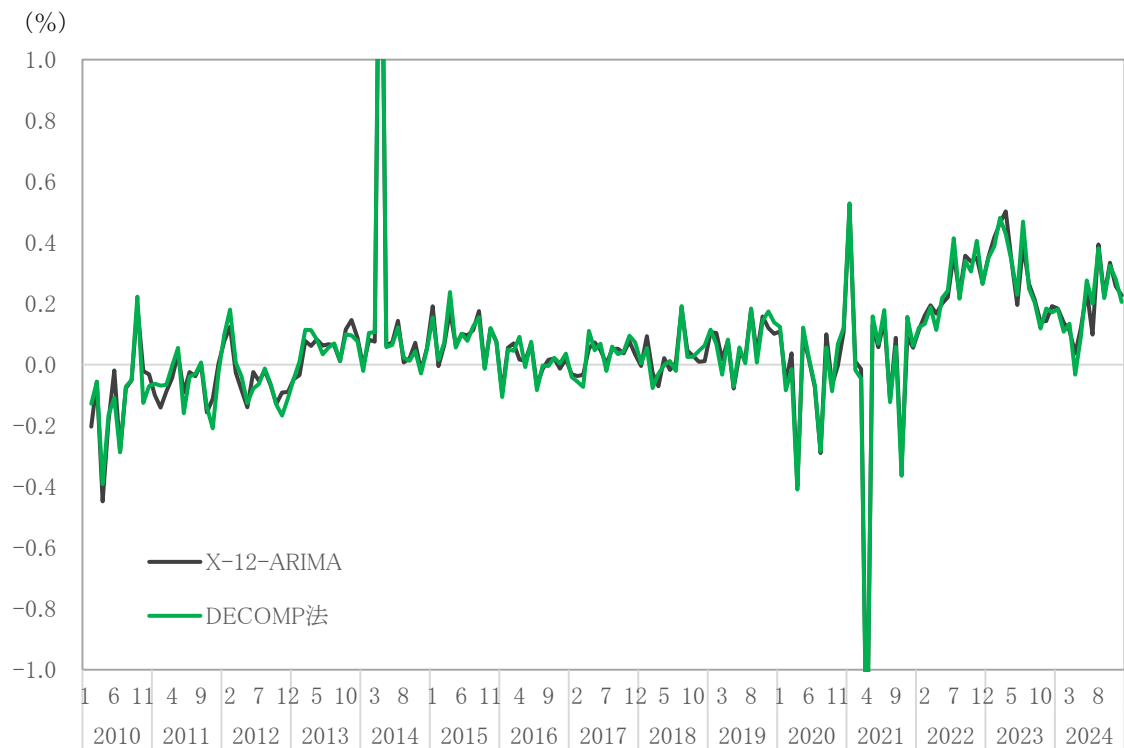
○X-13ARIMA-SEATS（SEATS 利用）



X-12-ARIMA の前月比との差の絶対値平均:0.01

前月比の改定幅の絶対値平均 (X-12、X-13(SEATS)) :0.02、0.02

○DECOMP 法



X-12-ARIMA の前月比との差の絶対値平均:0.03